

初心運転者期間制度について【初心運転者講習・再試験】

初心運転者期間に、違反行為をして所定の基準に該当した場合、初心運転者期間終了後に当該運転免許の再試験を受けなければなりません。再試験に不合格になった、又は再試験を受けなかった場合、当該免許が取り消されることとなります。

再試験は、初心運転者講習を受講すれば免除されます。ただし、初心運転者講習受講後に再度基準に該当した場合は、再試験を受けなければなりません。

【初心運転者期間とは】

運転免許を取得後、運転免許の効力が停止されていた期間を除いて1年以内の期間です。

初心運転者期間の該当する免種は、「準中型」「普通」「大型自動二輪」「普通自動二輪」「原付」免許となり、免許毎に制度の対象となります。

【基準に該当とは】

初心運転者期間中に、当該期間に係る免許自動車等で、

- ・ 3点未満の違反を繰り返し、その合計点が3点以上になった場合（ただし、一度の違反で3点となった場合は除く。）
- ・ 一度の違反や事故で4点以上になった場合

に、基準に該当することとなります。

※当該期間に係る免許自動車等とは、普通免許であれば普通自動車での違反・事故によるものに限るものです。

普通免許の当該期間中の方が、一般原動機付自転車で違反・事故をした場合には、基準に該当しません。

【再試験の除外】

基準に該当した場合、初心運転者期間終了後に、再試験を受験しなければなりません。ただし、

- 免許取得前6か月以内に当該免許の上位免許をうけていたことがある者
- 免許取得前6か月以内に同一の免許を受けていたことがあり、その同一の免許を受けていた期間が1年以上の者
- 普通免許を2年以上受けてから準中型免許を取得した者
- 免許取得後に上位免許を受けた者
- 初心運転者講習を受講した者（受講後に再度基準に該当した場合は除く。）

は、再試験が免除されます。

【初心運転者講習の概要等】

○ 講習時間・手数料

区分	準中型	普通	大自二	普自二	原付
講習時間	7時間	7時間	7時間	7時間	4時間
講習手数料	17,100円	16,050円	20,950円	19,900円	11,200円

※講習手数料は、いずれも通知手数料1,000円を含む。

○ 受講期間

初心運転者講習の対象者に、公安委員会から「初心運転者講習通知書」が配達証明郵便で郵送されます。受講期間は、通知書を受け取った日の翌日から1か月間です。

ただし、広島県公安委員会は、「講習場所」及び「講習日時」を指定しての通知となります。

○ 受講における注意事項

- ・ 初心運転者講習は受講義務ではありませんが、受講しなかった場合は再試験を受験しなければなりません。
- ・ 講習では、路上での実車指導もあります。必ず運転免許証又はマイナ免許証を持参してください。また、運転に適した服装・靴で受講してください。
- ・ 運転免許証又はマイナ免許証のない場合は受講することができません。紛失等している場合は、あらかじめ再交付の手続きを行ってください。
- ・ 詳細は、通知書の裏面の受講案内をご覧ください。
- ・ 初心運転者講習を受講しても、講習の理由となった違反等の点数は継続して累積されます。累積点数が行政処分（停止処分等）の基準に達した場合は、処分を受けなければなりません。

【再試験の概要等】

○ 再試験手数料

区分	準中型		普通		大自二・普自二		原付
	学科	貨車	学科	貨車	学科	貨車	学科
手数料	2,050円	3,000円	1,950円	800円	1,800円	1,750円	1,100円

○ 試験内容

午前中に学科試験を受験し、合格すれば午後から技能試験を行います。

※原付は学科試験のみ。

○ 受験期間

初心運転者講習を受講しなかった場合、初心運転者講習受講後に再度基準に該当した場合、公安委員会から「再試験通知書」が配達証明郵便で郵送されます。受験期間は、通知書を受け取った日の翌日から1か月間です。

ただし、広島県公安委員会は、「受験場所」及び「受験日時」を指定しての通知となります。

○ 受験の結果及び受験しなかった場合

再試験の結果、合格すれば当該免許は継続となりますが、不合格となれば当該免許の取消処分を受けることとなります。

なお、併記されている免許がある場合は、同免許については取り消されません。

再試験を受験しなかった場合、受験できなかった正当な理由等なければ、当該免許が取り消されることとなります。

※『併記』とは、初心運転者期間の対象となっていない免許種別のこと。

※再試験に係る運転免許取消処分は、欠格期間（運転免許を取得できない期間）はありません。また、取消処分者講習の対象ともなりません。